

# 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の

# 住宅の補強を支援します！

## 土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域に居住する住宅所有者に対して、住宅補強支援事業を実施することにより、安全な住宅の建設を促進し、土砂災害から市民の生命及び身体を保護し、土砂災害防止対策の推進を図ることを目的として、土砂災害特別警戒区域内にある住宅の補強等に要する費用の一部を助成します。

### 1. 補助対象者

以下に掲げるすべての要件が必要となります。

- (1) 補強工事を行う住宅の所有者
- (2) 市税の滞納がない者

### 2. 補助対象住宅

以下に掲げるすべての要件に該当するものとなります。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内に存する居住の用に供する住宅  
(一戸建て住宅、長屋、共同住宅及び店舗等の用を兼ねるものを含む。)
- (2) 現に居住の用に供しているもの

### 3. 補助金の交付の対象となる工事

補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに実績報告をする見込みのあるもの

### 4. 対象とならない工事

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事
- (2) この補助金の交付のほか、他の助成制度を受けた場合（詳しくはお問い合わせください）
- (3) その他市長が不適当と認める工事

## 5. 助成内容

補助対象経費	補助金額	補助限度額
補助対象住宅の補強工事の実施に要する設計費（建築確認申請費用を含む。）	補助対象経費の23%以内の額	100,000円
補助対象住宅の補強工事に要する費用	補助対象経費の23%以内の額	1,100,000円
補助対象住宅の解体費及び補助対象住宅の補強工事に要する解体費	補助対象経費の23%以内の額	500,000円

◆予算の範囲内で交付（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

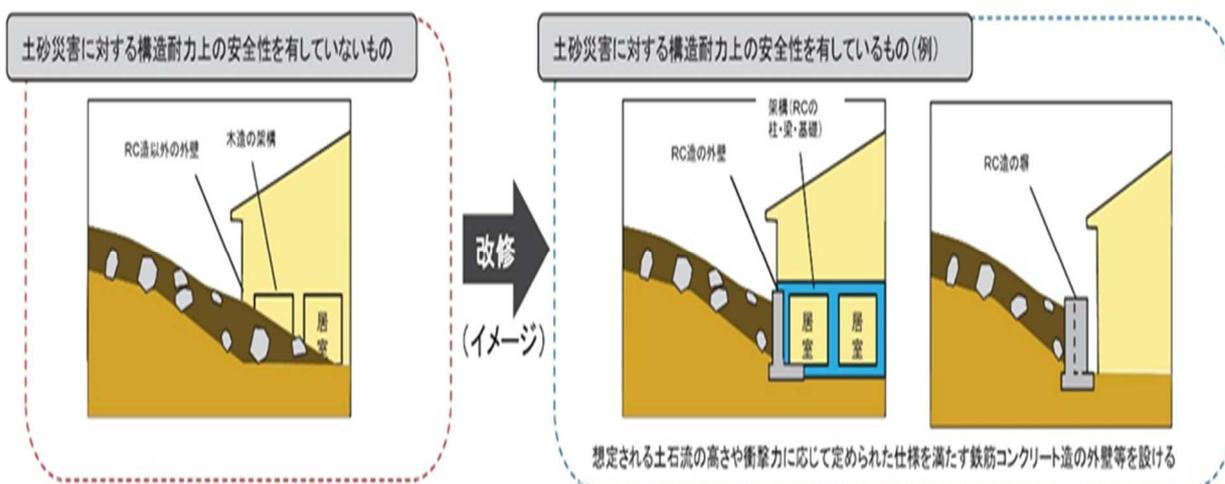
## 5. その他

### ■注意事項

- ・市では、施工業者等の斡旋や指定はしていません。
- ・予算の範囲内で交付いたしますので、予算が無くなり次第終了となります。
- ・各種法令を遵守している必要があります。

■その他要件がございますのでご注意ください。詳しい内容や 手続きの方法、様式等は、担当課へお問い合わせください。

### 【補助対象範囲のイメージ】



お問い合わせ先 安来市役所（伯太庁舎） 建築住宅課 建築指導係 電話 0854-23-3325

2023.04.01（第2版）